

令和6年10月1日

島根県中央児童相談所、島根県里親会

担当者 安達道子、藤井早希子

電話 0852-21-3168 Fax 0852-21-3163

メール tyuo jiso@pref.shimane.lg.jp

※催しについての連絡先は、別添の各地区里親会

## 「里親」になりませんか ~10月は里親月間です~

現在、島根県では、親の病気や離婚、児童虐待や育児放棄など、様々な事情で自分の生まれた家庭で生活できないこどもたち 124 人が児童養護施設や里親家庭などで生活し、その内、40 人が里親家庭で生活しています（令和6年8月末現在）。

里親は、一人でも多くのこどもたちが家庭的な環境で温かい愛情に包まれて成長してほしいと願い、こどもたちを受け入れています。この際、こどもたちの生活環境は大きく変わってしまうことから、せめて通い慣れた学校や交友関係だけは継続できるという選択肢を準備できるよう、中学校一校区に最低一里親を目指して、里親登録数を増やす取り組みを続けております。

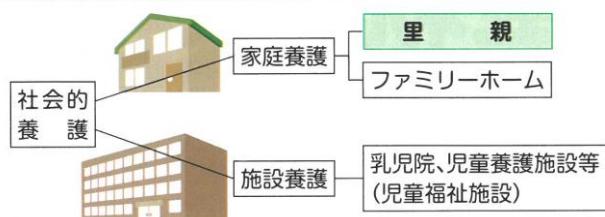
しかしながら、県内の里親登録数は 161 世帯にとどまり、里親登録数は十分であるとは言えない状況です（令和6年3月末現在）。

つきましては、この里親制度を広く一般の方々に知っていただくため、10月の「里親月間」にあわせ、添付のとおり催しを実施します。

### 【里親の役割等】

#### 里親の役割

里親とは、様々な事情により自分の家庭で生活できないこどもたちを、児童福祉法の規定に基づき、実親に代わって、家庭に受け入れ育てる制度です。



#### 里親会について

里親制度の普及や里親同士の親睦などを目的とした里親等を会員とする組織として、「島根県里親会」があります。

また、島根県内には4つの地区里親会があり、交流事業や研修等を行っており、里親としての養育技術の向上や相互援助のための大変な役割を担っています。